



指定管理者制度

千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 17 年 3 月 4 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が設置する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項の施設（以下「公の施設」という。）に係る指定管理者（法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (3) 申請資格
- (4) 申請受付期間
- (5) 次条各号に掲げる書類の内容
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める申請書に次に掲げる書類を添えて、前条第 4 号の申請受付期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理を行う公の施設の当該管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(選定方法等)

第 4 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の平等な利用の確保が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的に応じて市長が定める基準を満たすものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者について選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第5条 市長は、第3条の申請がなかった場合又は前条第1項各号に掲げる選定の基準を満たす団体がなかった場合において、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により候補者の選定をするときは、当該出資団体等と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条第1項各号の基準に照らして総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条第1項又は前条第1項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、速やかに告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 前条第1項の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第6条第1項の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 使用料又は利用料金の収入実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他市長が必要と認める事項

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第9条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から前条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。